

議案第 2 4 号

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2
6 年日出町条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 2 項第 2 号中「第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 4 号」を「第 3 4 条の 2
0 第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

児童福祉法の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。